

別紙標準様式(第7条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和元年7月8日(月) 午後7時30分から 午後8時50分まで
開 催 場 所	枚方市役所4階 特別会議室
出 席 者	会 長：相模 太朗委員 副会長：服部 純子委員 委 員：長野 聖委員、中村 亜紀委員、橋本 有理子委員
欠 席 者	なし
案 件 名	(1)会長、副会長の選任について (2)委員会の運営について (3)枚方市総合福祉センター指定候補者選定について ①枚方市総合福祉センターの施設の概要及び管理運営状況について ②枚方市総合福祉センター指定管理者募集要項、基本仕様書について ③枚方市総合福祉センター指定管理者選定基準について (4) その他
提出された資料等の名 称	資料1 諮問書(写し) 資料2 委員名簿 資料3 枚方市総合福祉センター施設の概要及び管理運営状況について 資料4 枚方市総合福祉センター指定管理者募集要項(案) 資料5 枚方市総合福祉センター管理運営業務基本仕様書(案) 資料6 枚方市総合福祉センター指定管理者選定基準(案) 資料7 枚方市総合福祉センター条例 資料8 枚方市総合福祉センター条例施行規則 資料9 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)/枚方市情報公開条例(抜粋) 資料10 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例 資料11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則 資料12 地方自治法(抜粋・第244条の2)
決 定 事 項	・会長に相模委員、副会長に服部委員を選任することを決定 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開、委員会への提出資料は資料2の掲載内容を除き、本委員会の答申後に公開とすることについて決定 ・枚方市総合福祉センター指定管理者募集要項(案)及び管理運営業務基本仕様書(案)について原案のまま確定することを確認 ・枚方市総合福祉センター指定管理者選定基準を決定
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 ・枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍 聴 者 の 数	—
所管部署(事務局)	長寿社会部 長寿社会総務課

## 審 議 内 容

(開会 午後7時30分)

**(事務局)** それでは、ただ今から、第1回 枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会を開会します。本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、本日、本委員会に対し枚方市長から諮問書が提出されております。

本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で採点いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。

本日を第1回とし、ご答申をいただきますまで、全4回、ご審議をいただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいております、本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。

それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、お手元の紙ファイルに綴らせていただいております。

まず最初に、本日の委員会の日程を記した紙が1枚ございます。

次に、**資料1**から**資料12**まで、また、**参考資料1**と**参考資料2**といたしまして、それぞれ該当の資料番号をインデックスで表示しておりますのでご覧下さい。

また、紙ファイルとは別に、「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」というA4横長の1枚ものの日程表と、「別紙 参考資料」を、別途お配りしております。

資料は以上ですが、配付漏れ等はありませんでしょうか

### 案件(1) 会長、副会長の選任について

**(事務局)** それでは、案件をご審議いただきたいと思います。

まず、「案件(1) 会長、副会長の選任について」でございますが、

本委員会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にならい、適宜、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の 相模太郎 委員に、副会長を税理士の 服部純子 委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会長に 相模太郎 委員、副会長に 服部純子 委員を選任いただくことをご承認いただきました。

恐れ入りますが、相模委員、服部委員は、会長、副会長の席へ移動をお願いいたします。

(会長、副会長席に移動)

それでは、会長、副会長より、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

(会長) ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました相模でございます。

本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、「枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会」として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。

会議進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

以上、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。

(副会長) ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました服部でございます。

相模会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

(事務局) それでは、以降は相模会長に、委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

## 案件（２）委員会の運営について

(会長) それでは、委員会を進めてまいりたいと思います。まず、「案件（２）委員会の運営について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、ご説明いたします。今後、本委員会を進めるに当たり、まず、・会議の公開・非公開、次に、会議録の作成方法と公開・非公開、次に、会議資料の公開・非公開の３点について、ご決定いただきたいと思いますと考えております。

お手元にお配りしております資料9「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」（抜粋）をご覧ください。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第3条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容については、この第3条の（２）、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。

具体的には、資料の裏面をご覧ください。

本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この第5条第6号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻りください。

次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さんの発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、A委員、B委員、C委員と表記させていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公開する取り扱いとしていただいております。

最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。

ただ、資料のうち、委員名簿についてでございますが、**資料2**をご覧くださいませでしょうか。委員名簿につきましては、情報公開を進める今日的状況から、本市では、公表している現状がございますことから、事務局としましては、**資料2**に記載されている程度で、委員名とご職業を公表したいと考えております。

なお、公表した場合、応募者が委員に接触する問題が生じる可能性があります。接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定したいと考えております。

以上でございます。

**(会長)** ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。

(意見なし)

**(会長)** ご質問、ご意見等もないようですので、お諮りします。

本件について、まず、委員会の会議は非公開とし、次に、会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答申後に公開とすることとし、ただし、委員名簿については、氏名、職業について公表することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**(会長)** ご異議なしと認めます。よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定します。

**(会長)** 次に、委員会の日程等について、事務局から説明をお願いします。

**(事務局)** それでは、ご説明いたします。お手元の「指定管理者選定委員会の開催日程（案）」という資料をご覧ください。A4サイズ1枚ものの横長の資料で、お机に置かせていただいております。

公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、4日間の日程で開催いただいております。

本日は、第1日目として、この後、**資料3**の施設の概要及び管理運営状況について、説明させていただきます。

その後、**資料4**の募集要項（案）、**資料5**の仕様書（案）について説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

続きまして、**資料6**の選定基準（案）についてご説明いたします。この選定基準は、募集要項や、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様から申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。これにつきましても、本日、委員の皆様からご意見をいただいた上で確定いただければと考えております。

また、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定いたしますと、7月12日からホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、8月6日から、応募書類の受け付けを行う予定となっております。

また、第2回、次回の委員会では、申請団体から提出された事業計画書等の提案内容が、本市が求める要求事項を満たしているかをご確認いただくとともに、プレゼンテーションの実施方法について、ご審議いただきたいと思います。

続きまして、第3回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、

第4回の委員会で採点結果をご報告いたしまして、委員の皆様の合議の上、ご答申をいただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明させていただきます。

お手元にお配りしております**別紙 参考資料**をご覧ください。A4用紙、1枚ものの資料でございます。

まず、1. 指定管理者制度の概要でございます。

指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営にかかる委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正によって創設された制度です。本市においても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るための一つの形態として、現在、21施設57箇所において、指定管理者による運営を行っております。

従前の管理委託制度と、現行の指定管理者制度との相違点につきましては資料中ほどの表のとおりでございます。勝手ではございますが、説明は省略させていただきますので、ご参照のほど、お願いいたします。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会、本委員会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市長に答申していただくものでございます。

本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、5名体制で合議体を構成するものとしております。

裏面をご覧ください。

本委員会の諮問対象である「枚方市総合福祉センター」の選定内容について、記載しております。

資料の表、左端の列に、選定方法などの区分を、真ん中の列に、本施設、枚方市総合福祉センターにおける選定内容を、また、右端の列には、備考としまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いを、それぞれ記しております。

上からまいりまして、まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「公募」としております。

次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年としており、枚方市総合福祉センターにつきましても、5年間としております。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。この点については、5年前に、枚方市総合福祉センターの指定管理者を選定した際と同様となります。

以上が、本施設の選定に際しての、基本的な事項でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

(会長) ただいまの、事務局からの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見はありますか。

(質問・意見なし)

### 案件(3)① 枚方市総合福祉センターの施設の概要及び管理運営状況について

(会長) それでは、次の案件に移ります。「案件(3)① 枚方市総合福祉センターの施設の概要及び管理運営状況について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、説明させていただきます。**資料3** 枚方市総合福祉センター施設の概要及

び管理運営状況についてをご覧ください。

案件（3）① 枚方市総合福祉センターの施設の概要及び管理運営状況につきまして、**資料3**「枚方市総合福祉センター施設の概要及び管理運営状況について」に基づいて、ご説明いたします。

まず、「1. 施設の概要」でございますが、名称は枚方市総合福祉センターで、老人福祉センターと老人作業所の2か所施設で構成されており、それぞれの所在地及び施設の内容は記載のとおりでございます。

なお、老人福祉センターにつきましては、平成27年4月にリニューアルをし、施設の一部を有料化し再オープンしております。

次ページをご覧ください。2. 管理運営状況でございます。

平成28年度から平成30年度の直近3カ年の状況を表形式にしてまとめております。

（1）施設の利用状況ですが、下段の合計欄をご覧ください。各年度若干変動がありますが年間約1万3千件、延べ利用者数については約13万人を超える方が利用されております。有料の貸室のうち、第3会議室の平成30年度利用率が67.4%と最も利用されており、茶室が同9.1%と最も低い利用となっております。また、体育室の卓球ゾーンの人気が高く、3年度平均で、86%を超える利用率となっております。

また、老人作業所は1室ではありますが、無料ということもあり平均88%と高い利用率となっております。

（2）収支状況でございますが、「①収入」としましては、指定管理料のほか、事業収入として自主事業の参加費などの収入、その他収入として、自動販売機設置等に伴う光熱水費負担金となっております。

「②支出」につきましては、人件費をはじめ、項目ごとの内訳は記載のとおりとなっております。各項目で変動はあるものの、直近3カ年とも、収支は黒字となっております。

引き続き、多くの高齢者に利用していただけるよう、指定管理者による維持管理を行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、「枚方市総合福祉センターの施設の概要及び管理運営状況について」の説明とさせていただきます。

（会長） ありがとうございます。ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。

（質問、意見なし）

### **案件（3）② 枚方市総合福祉センター 指定管理者募集要項、基本仕様書について**

（会長） それでは、次に移ります。「案件（3）② 枚方市総合福祉センター 指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題とします。本件について、まず、事務局の説明をお願いします。

（事務局） それでは、**資料4** 枚方市総合福祉センター指定管理者募集要項（案）及び**資料5** 枚方市総合福祉センター業務基本仕様書（案）に基づき、ご説明いたします。

募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。

また、基本仕様書につきましては、本市が、当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。

先ほど、説明いたしましたとおり、本日、これらの内容について、委員の皆さまからのご意見をいただき、市におきまして、内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

「案件（３）② 枚方市総合福祉センター指定管理者募集要項、基本仕様書」につきまして、**資料４**枚方市総合福祉センター指定管理者募集要項（案）及び**資料５**枚方市総合福祉センター管理運営業務基本仕様書（案）に基づき、ご説明いたします。

**資料４**枚方市総合福祉センター指定管理者募集要項（案）をご覧ください。

「１．施設の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

次に、「２．業務の範囲及び内容」でございます。２ページをご覧ください。業務につきましては、総合マネジメント業務、建築設備等保守管理業務、設備運転監視業務、保安警備業務、衛生管理業務、清掃業務、管理サービス業務、貸室管理運営業務、送迎バス及び福祉バス運行の管理業務、老人福祉センター事業実施業務、老人作業所事業実施業務、その他必要な管理運営業務の 12 業務で構成しています。

なお、（１）総合マネジメント業務及び（８）貸室管理運営業務から（12）その他必要な管理運営業務までの 6 項目につきましては、第三者への委託はできない旨定めています。

次に、「３．管理の基準」では、管理運営の基本的事項を記載し、次ページ「４．指定期間」は、前回と同様の指定管理期間である 5 年間としています。

次に「５．提案上限額」でございますが、**参考資料 1**枚方市総合福祉センター指定管理料（令和 2～6 年度）限度額算定根拠をご覧ください。

基本的な考え方としまして、次期指定管理料の上限額は、前回の指定管理期間における単年度の指定管理料 6 千 959 万 7 千円を基本とし、次期指定管理期間における指定管理料の変動要素を加味して算出しています。

中段の変動要素の内訳をご覧ください。①賃金上昇分として人件費を 110 万 1 千円増額

②前回リニューアルによる影響を想定し算出した光熱水費増額見込みの見直しと実績額に基づき 265 万 9 千円の減額③消費税率変更に伴い 125 万 8 千円の増額を加味し単年度変動要素推計額 30 万円を減額した 6 千 929 万 7 千円を単年度指定管理料とし、5 年総額 3 億 4 千 648 万 5 千円を上限額としています。

それでは、恐れ入りますが、**資料 4**枚方市総合福祉センター指定管理者募集要項（案） 3 ページにお戻りください。「６．施設利用にあたっての条件」でございますが、「（１）貸室・グラウンド」では、午前と午後の 2 区分として貸出しを行うこと 3 ページの「（２）浴室・足湯」では、開設時間等について記載しています。「７．指定管理者による自主事業」につきましては、施設の設置目的に合致するものは市と協議の上、本要項・基本仕様書の範囲内のもは指定管理者の自主事業として認めることを、4 ページの「８．行政財産目的外使用許可の取扱い」では、電柱、自動販売機については、市が目的外使用の許可を行います。自動販売機の光熱水費は指定管理者が一括で支払ったうえで、その実費相当分を徴収することを記載しています。「９．指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについて」では、敷地内に確保できないことを、「10．貸与する備品等」につきましては、貸与備品の一覧を基本仕様書の別表で示していること、並びに、その取扱いに関するものを、「11．リスク分担等」につきましては、基本仕様書のとおりとしています。なお、基本仕様書には「市と指定管理者の費用負担区分一覧」を記載しています。

次に、「12．提案にあたっての確認事項」につきましては、5 ページから 7 ページの表のとおり、1 から 6 までの要求事項に関し、31 の確認事項を設定し、申請者の提案内容を確認するものでございます。

なお、申請者は、20 ページ以降に添付しています【別紙 1】事業計画 確認事項一覧に提案内容を

記載することになっています。続きまして7ページでございます。「13. 指定管理者に付与する権限」としまして、使用の許可に関する権限等を記載し、「14. 経理に関する事項」では、使用料金や口座の管理、指定管理料の支払い、修繕費の取り扱い、指定管理料の精算などについて記載をしています。8ページの「15. 申請者の資格」でございますが、(1)で、これまでの管理運営の実績、(2)では税の完納状況、(3)では、地方自治法に基づく兼業禁止規定等、(4)では、申請の制限について記載しています。

次に「16. 指定管理者の義務」として、9ページ中段から11ページにかけて、公平かつ公正な施設の利用や秘密保持義務など、15の項目にわたって、遵守すべき内容や対応を記載しています。

11ページの「17. 提出書類」では、本申請にあたって提出すべき書類を、13ページでは、「18. 複数の法人等が構成するグループで申請する際の留意事項」を記載しています。「19. 募集要項・申請書・様式等の配布」では、配布期間や配布場所などを、「20. 施設説明会および質疑期間」では、現地説明会の日程や、質疑および回答の公開期間を、14ページ「21. 申請書受け付け」では、受付期間及び時間、受付場所、受付に掛かる留意事項を、15ページ「22. 選定について」では、選定の方法やプレゼンテーションの実施等を記載しております。16ページ「23. 指定について」では、選定結果の答申を受け、市議会へ指定議案を提出することなどを、「24. 指定管理者指定後の手続等」では、協定書の締結等を、「25. 事務引継ぎについて」では、引継ぎに関する事項を記載しております。

また、「26. その他」としまして17ページから19ページにかけて、応募の際の参考となるよう、「管理運営状況一覧表」、「利用数・利用率の推移」、「主な経費の推移」、「平成30年度の自主事業一覧」を添付しております。また19ページの(5)ではネーミングライツを導入する場合に別途協議することを記載しています。

なお、この募集要項には総合福祉センターの管理敷地図及び建物区分図を添付するとともに、別紙1以降に事業計画確認事項一覧など「枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則」に定めのない提出書類の様式を掲載しています。

以上、**資料4**枚方市総合福祉センター指定管理者募集要項(案)についての説明とさせていただきます。

続きまして、**資料5**枚方市総合福祉センター管理運営業務基本仕様書(案)につきまして、ご説明いたします。1ページでは、「1. 管理施設」、「2. 業務の構成」を記載しています。

業務としましては、(1)「総合マネジメント業務」から(12)「その他必要な管理運営業務」の12の業務に細分し、各業務区分別の要求事項等の詳細を、5ページから12ページにかけて「11. 業務の要求事項について」に記載し、参照するようにしています。2ページから3ページにかけて「3. 業務実施方針」、「4. 業務実施体制」、「5. 関係法令の遵守」を、4ページから5ページにかけて「6. 安全管理」、「7. 監督官公署等への提出書類」、「8. 対外折衝」、「9. 各種報告・文書管理」、「10. 個人情報の保護」等につきまして記載しています。

5ページ「11. 業務区分別の要求事項について」をご覧ください。先ほどご説明させていただきました指定管理者が行う12の業務の要求事項でございます。

「(1) 総合マネジメント業務に係る要求事項」では、総括責任者の必要資格等や従業員の常駐時間のほか、監督官公署への届出・報告等を適切に実施することについて記載しています。

次に、6ページ「(2) 建築設備等保守管理業務に係る要求事項」では、関係法令等に基づき、内外壁・屋上・建具等の保守点検を適切に実施し、利用者等への安全かつ快適な環境の提供を行うことなどを、7ページ「(3) 設備運転監視業務に係る要求事項」では、関係法令等に基づく電気、防災、エレベーター、空調等の各種設備の安全かつ効果的な運転制御・監視を行うことなど、「(4) 保安警



備業務に係る要求事項」では、人的警備と機械警備に関する事項等について記載しています。8ページの「(5) 衛生管理業務に係る要求事項」では、関係法令等に基づき、給排水設備の清掃や水質管理等を適切に実施することなどを、「(6) 清掃業務に係る要求事項」では、利用者に美しく衛生的・快適な環境を提供するために日常的かつ定期的に清掃を行うことなどを記載しています。9ページ「(7) 管理サービス業務に係る要求事項」では、受付コーナー担当従業員の常駐時間等を、「(8) 貸室管理運営業務に係る要求事項」では、利用申込の受付、承認、開錠、利用料金の徴収・還付業務など、枚方市総合福祉センター条例及び同施行規則に基づき処理することなどを記載しています。「(9) 送迎バス及び福祉バス運行の管理業務についての要求事項」では、老人福祉センターへの送迎バス、福祉バスの運行の管理、10ページ「(10) 老人福祉センター事業実施業務に係る要求事項」では、高齢者への各種の相談、指導、機能訓練の実施、教養講座等の実施など、「(11) 老人作業所事業実施業務に係る要求事項」では、園芸、手芸、習字等の製作指導や講習の実施等について記載しています。

11ページ「(12) その他必要な管理運営業務に係る要求事項」として、ホームページ作成・維持管理業務、日報・月報、事業報告書の作成・提出、モニタリング等の実施の3項目について記載しています。

また、より詳細な仕様内容につきましては、基本仕様書を補足するために、「建築設備等保守点検作業要領」、「清掃作業要領」、「送迎バス及び福祉バス運行の管理基準」を添付しています。

12ページ「12. 貸与する備品等」につきましては、別表「総合福祉センター貸与備品一覧」のとおりとしていますが、経年劣化等により、業務の用に供せなくなった場合に市との協議の上、指定管理料により備品を調達するものとしています。

「13. 本施設内の事業者との業務関係」では、市が設置する自動販売機の光熱水費の取扱いについて記載をしています。12ページから15ページにかけて「14. 費用負担」、「15. 責任分担」、「16. 不可抗力への対応」、「17. 協定期間及び協定の終了」、「18. 引継」につきましては、これまでの本市の指定管理者の公募の際に使用した基本仕様書を踏まえ、記載のとおりとしています。

最後に、「19. その他」として、施設の空きスペースの活用と業務遂行につき、疑義が生じた場合、市と協議のうえ取り決めることを記載しています。

以上、**資料5**枚方市総合福祉センターの管理運営業務基本仕様書(案)についての説明とさせていただきます。

次に、**資料4**募集要項の後ろの方に添付しております、**【別紙 1】**事業計画 確認事項一覧について、補足説明させていただきます。

この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置付けているものでございまして、内容としましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端から、それぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しておりまして、申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。

なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載します。

これら右側2列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置付けになります。

委員の皆さんにご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではありませんが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもありますので、そうした意味で審査のご参考にしていただければと考えております。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

それでは、本件については、ただいま説明のありましたとおりの案を了承します。

### 案件(3)③ 枚方市総合福祉センター 指定管理者選定基準について

(会長) よろしいでしょうか。それでは、次に、「案件(3)③ 枚方市総合福祉センター 指定管理者選定基準について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、選定基準について、ご説明します。**資料6**、選定基準(案)をご覧ください。この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様にご採点いただく際の基準となるものでございます。

まず、1の指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方としまして、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に、2として、本委員会の審議体制について、3として、審議・採点の方法について、それぞれ記載のとおり、本委員会において、申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、ご採点いただく旨を記載しております。

次に、4として、選定結果の公表については、各申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、裏面2ページをご覧ください。ローマ数字のⅡ 選定委員会における審議の内容について、ご説明します。

まず、1. 内容審査でございますが、資料の4ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の「要求事項」を単位として、2ページに記載のとおり、各委員にAからEまでの5段階でご評価いただきます。仮に、すべての要求事項でA評価、満点を付けられた場合、委員1人当たりで120点満点となりまして、委員5名で合計600点満点となるものでございます。

次に、ローマ数字のⅢ 指定管理料につきましては、資料2ページの下の方に記載している計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料5年間分の合計額のうち最も低い額を提示したものを満点の400点とし、2番目に低い額との差を400点から差し引きして点数化するものとしております。

次に、3ページ、ローマ数字のⅣ 総合評価についてですが、指定候補者の選定につきましては、事業計画の内容審査600点満点と、指定管理料400点満点をそれぞれ得点化したものを合算し、1,000点満点とする総合評価方式で行っていただいております。

恐れ入りますが、審査、採点方法に係る考え方等の詳細につきましては、**参考資料2**「資料6 指定管理者選定基準」に係る補足説明資料によりご説明をさせていただきたいと存じます。**参考資料2**をご覧くださいませでしょうか。

一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点600点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による400点満点の、合計1,000点満点とする総合評価方式でございます。指定管理料につきましては、最も価格の低い額を提案してきた申請団体を400点とし、その他の申請団体の得点化は、資料記載の計算式により、算出するものです。

次に、内容審査の600点満点につきましては、委員1人当たりの持ち点である120点が委員5人分で合計600点となるものです。

この採点につきましては、資料1ページ目の下段に記載しております「選定基準」(抜粋)のとおり①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった「要求事項」を単位として、AからEの5段階評価を行っていただくものとなっております。

資料の裏面2ページをご覧ください。採点に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかをご確認いただきます。

資料に記載しております図は、申請団体から提出されてまいります書類の一つである「事業計画確認事項一覧」でございます。この資料を目当てに、本市の求める「確認事項」に対する提案がなされているのか、その概要とともに、事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただきます。

恐れ入りますが、資料の3ページをご覧ください。

行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかについて、ご判断いただきます。

なお、事業計画書の記載内容だけで、「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や、疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で、質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなります。

そのうえで、まず、パターン①と記載しておりますが、「確認事項」を満たしているにご判断された場合でございます。

本市が求める基礎的事項である「確認事項」を満たしている場合は、まず、基礎点のC評価であることが確定します。つきましては、続いて、「加点事項」に該当するかどうかのご確認、ご判断をいただくこととなります。

「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございます。その内容につきましては、資料下段の図、「選定基準」(抜粋)におきまして、角の丸い四角で囲っております列に記載しております。

申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容をすべて満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1～3の加点事項がすべて満たされている場合はA評価となり、一部が満たされている場合はB評価となるものです。

資料の4ページ目をお開きください。

次に、パターン②としまして、「確認事項」を満たしていない場合の取り扱いでございます。

「確認事項」を満たしていない場合は、C評価とはならず、A評価やB評価にもなりません。つきましては、減点に係る評価である、D評価またはE評価のご判断をいただくものとなります。

それぞれ、D評価は、「確認事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、E評価は、「確認事項」についての記載がない、または、確認事項が求める内容をまったく理解していない記載が1項目でもある場合としております。

ただし、例えば、申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になった場合など、D評価と思われていたものをC評価に変える等のご判断をいただくことも想定されるものとなります。

次に、資料最下段にまいりまして、行程③といたしまして、最終的な評価をご確認いただきましたら、事務局において委員の皆様の採点結果と、指定管理料の提案額を得点化し、委員の皆様に提示させていただきます。

以上が、審査、採点に係る大まかな流れとなります。

なお、次のページ以降には、内容審査の採点と、得点化に係るイメージを記載しております。委員の皆様には、A～Eでご評価いただきますが、その得点化については、事務局にて行うこととしております。

次に、**資料6**にお戻りいただけますでしょうか。

4ページから6ページにかけての「事業計画に関する内容審査」をご覧ください。

一覧表の要求事項及び確認事項に記載されている内容は、**資料4**募集要項（案）の5ページから7ページに記載をしておりました提案に当たっての確認事項と同じ内容でございます。

配点のウエイトでございますが、1、申請団体の経営方針等に関する事項が10%の12点、2、施設の経営方針に関する事項が50%の60点、次のページに参りまして、3、施設の管理に関する事項が10%の12点、4、情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項が10%の12点、次のページに参りまして、5、緊急時における対策に関する事項が10%の12点、6、その他の事項が10%の12点の配分としております。得点は120点満点となり、それぞれに加点事項を設定させていただいております。

以上、選定基準（案）に関する説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**（会長）** ただいま説明のありました選定基準の内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。

**（A委員）** 内容の審査で、総合評価方式で600点と400点とのことですが、そもそもなぜ6対4なのでしょう。なぜ500点と500点ではないのでしょうか。ここに意味の記載が無いので、そこを指摘される恐れがあるのではないのでしょうか。

**（事務局）** 枚方市におきましては、指定管理者の選定に関するルールとして、「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」というものを定めております。その指針の中では、基本的に提案の内容と価格の審査について、基本6対4ということで、本センターだけに限らず、基本的な指針として策定させていただいております。

**（A委員）** その記載がありますか。

**（事務局）** 資料の中には、記載はしておりません。

**（A委員）** それが無いと、なぜ6対4なのか言われませんか。枚方市の事業を、あまねく皆さんが知っているということであれば、全然問題はないと思うのですが。私は、そこに違和感を感じます。エントリーされたところから質問が出ないのであれば、必要は無いと思います。

**（事務局）** 指定管理者の選定にあたっては、提案内容による評価と指定管理料による評価の割合6対4を基本とし、建物の維持管理を基本とするものや自主的な事業展開をするもの、施設による設置目的とか、性質が異なることから、その特性に応じて柔軟に設定し、基本的には6対4をベースにしながら、この間、運用してきました。

**（A委員）** 6対4であるということは今の説明で分かったのですが、なぜ6対4であるかということの明記がここに無いので問題になりませんか、ということを申し上げます。

**（事務局）** 基本指針は公開等しておりますので、指定管理者を募集する指定管理者としては、価格ではなくて内容を充実させるべきものが評価されるということを十分知っていただいた中で、選定の募集に応募していただくということで、これまで設定しておりました。特にそれに対しての6対4なのか7対3なのかという質問は、これまでもなかったところでございます。

**（A委員）** 6対4であればそれでいいのですが、それが我々に提出する資料なりエントリーされる業者の方がわかるものが無くていいのかという質問です。6対4が枚方市の行政において当たり前のことだと、すべての人が分かっているのであれば何の問題もないのですが。そこは、問題になりま

せんか。少なくとも、この資料の中には示されていないので。

(会長) 事務局の考えとしたら、無くても問題ないってことだから記載していないのですよね。

(事務局) 特に、これまでから6対4とか、比率については、明確には記載しておりません。

(A委員) 明記していなくても、問題がないと判断されるのであれば、それでいいんですけど。

(事務局) 内容審査の選定基準というのは基本、申請団体等に開示はいたしません。

(A委員) そんなにこだわるところでは、無いと思っていますので、質問が出た時にどうなるかと思っただけです。

(事務局) まずひとつは、過去の選定結果自体は公表しております。他の施設もですが、得点評価したものが出ております。それが6対4になっている判断はできます。ただし、委員がおっしゃるように今回の分を6対4か7対3なのかというのはあえて示してはいません。市としての選定基準としては6対4を基本としていますので募集段階において、あえて今回は、7対3にしますというようなことは提示していない状況です。過去の枚方市内の指定管理の選定結果を、ひも解きますと、6対4という体制の中で評価されているのは間違いなく出てくるかと思えます。募集の段階で6対4ですよという表記は、確かに募集要項等には出していません。

(A委員) 結構、金額のウエイトはどれぐらいとか、総合得点に大きな影響を与えると思うのですが。基準は示さないということですが、それでいいんですか。

(事務局) 金額のウエイトにつきましては、結果的に提案額が一番低い額が400点満点となりますので、ここは提案される側から見れば自分が一番400点に近いかどうかはわからない状況になります。

他の指定管理者の提案をしてくる応募者とどれだけの差があるかということで差が出る得点評価になっていますので、単純に提案額、上限額に対して何割安くなれば何点という評価ではありませんので、極端な話、金額だけで取ろうとしても結果的にウエイトの差として、さほど出ないということになります。

(会長) よろしいですかね。

(事務局) 現状としましては、この募集要項の内容で、現時点では得点の割合については、示さない方向で募集をかける予定をしております。一度、事務局で再度確認しまして、どうしても、具合が悪いと判断があれば検討はさせていただきます。

(A委員) 気になっているのは、指定管理の評価の仕方を詳細に明記されているのにここだけ無い。6対4についてもオープンにしないのですね。それが良いのかという懸念があります。これは会長、弁護士の立場から見て問題はないものですか。

(会長) 私も、何年もやっているのですが、6対4が良いのか7対3が良いのかという割合の議論は、これまでも出たことがあります。事務局としたら値段だけで来てほしくないということがあるのではないですか。

(A委員) それは、わかります。6対4であれば、それでいいのですが。それをオープンにしないとか。なぜ5対5でダメなのかということになるでしょう。だから、こういう基準で6対4にしていますというのは、やはりオープンにした方が良いのでは。

(会長) 例えば、確認事項ですかね、この採点基準・内容審査の確認事項1番、2番にどういう事項があるとか、加点事項がどういう事項があるとか、これは開示されないわけですよね。それと同じことと思うんです。だから、全てをつまびらかにしないで、素の状態で臨んでいただきたいと、私は理解しています。

(事務局) 情報の公開の在り方で言いますと、先ほど申し上げた、基本指針はホームページには

載せています。基本は、6対4だと説明しています。ただ施設の特性に応じて、選定委員会の中で、7対3にするという判断をするのであれば、そこを明確に出すのか、出さないのか。そこは、あくまでも基本指針に示すだけに留めています。あとはそれをもって内容を重視した提案をされてこられるのか、価格重視で提案されて来られるかは、募集に応じられる事業者の判断になります。今回の選定の基準をベースに委員のそれぞれ持っておられる知識等を踏まえた中での評価をしていただく、そこで総合的な評価になると見ております。

(会長) よろしいですかね。

(その他質問、意見なし)

(会長) それでは、これ以上ご質問、ご意見も得にないようですので、審査基準につきましては、ただいま説明のありました選定基準に基づき選定を行うこととします。

#### (4) その他について

(会長) 次に、「(4) その他」の事項について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 次回の「枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会」は、9月12日木曜日、午後6時から、市役所別館4階の特別会議室にて開催させていただきたいと考えております、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

また、施設の現地視察につきまして、ご希望がありましたら、次回の9月12日の選定委員会と同日の9月12日木曜日の、選定委員会の開催前に考えております。委員の皆様のご希望をお伺いします。いかがでしょうか。

そうしましたら、参加される委員とは、また時間等の調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、参加されない方につきましても、本日添付資料としてお配りしておりますパンフレットを参考にいただければと思います。また、後日、時間の都合がございましたらご報告いただきますようお願いいたします。

もう一点、本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただきましたら、事務局で次回の委員会まで保管させていただきます。

また、本日、お持ち帰りいただいても結構でございますが、その際は、次回の委員会にお忘れなくご持参いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(会長) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、「枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会」を閉会します。

委員の皆様には、長時間にわたり本委員会の運営にご協力をいただき、ありがとうございました。

(閉会 午後8時50分)